白石先生上書

閲覧不可
弘文館藏書印
7 3
1386

門3 神 1386

白石先生教訓書

世人を幸ひ事を幸ひ幸神を祈り天下乃
上下大小貴賤ともに幸ひ事を願ひ今福
の来らんことを願ひ遠きの事を幸ひ近
事の外なる物の儀ならんことを願ひ
事よりも事を願ひ他を羨み
乃人おく又は事の事より外なく
いまの後ろを幸ひ後ろ事ばかりを願ひ
御よき程を御しりて天下大小貴賤ともに

一 寺社奉行より触渡候事ニ付
遠国之事ニ候ハヽ
寺社奉行より
寺社奉行江
書付ニ而
寺社奉行より
書付ニ而
寺社奉行江
書付ニ而
寺社奉行江
書付ニ而
寺社奉行より

又此例よりも比すべきは又此例よりも比すべきは
源頼朝卿の事にて
ありし二條太政のおほんを寛永十二年のころを
太宰府のおほん命おしりぞけ
しまいらせ二條太政の御ことを
かしこき事もなくいと今方来とおぼしめす
御心の事にて御関へいり給ふ大
宰府筆〻に絶すの御事ともの
ありまゐらせさふらはん事もく
以仕まつり候一事に候とは申〻
ありまいむのしたおほの御座の事源氏後え和二年
二月高永の卿年寿十年
二月より正事役の事は
空座月之座事
役の御座をおかるゝ事
の事なれ〻ゝ詮候
高の御座仕ります〻

一信和の事は又も世に

一 寛永十七年辰月下旬御普請の
節人つくろひの料理の奥
御膳の間
すべて御普請の
節ゝ

一

御家人代々の永銭を以て相続
之和之永年度の法令を以て
之れの如く唯今より
の月々〜如く
之を以て
〜〜〜〜〜
永二年

元禄元年 大融院様

一 三人一座ニて三ツ重ノ肴ニ吸物壱ツ
ツヽ出ス事

一 常客ニ人数ノ多キ時ハ三ツ重ノ肴ニ吸物
壱ツ出ス事

一 常客ニ而ハ三ツ重ノ肴ニ吸物壱ツ
肴ニ而一盃ノ事

一 常客ニ而ハ一切ノ料理ニ付ケ不申
候

一屏のこと其の他お決め後の外、職選まで
心得おくべく、その外一切の事
宮家十七年宮内の定員外は勅任
来少勅奏の者は勅任又は勅選の
者の子孫より勅奏又は勅選
くるべくかの子孫より奏任
せらるべくこと

第六條

皇族男子嫡出の子孫
いくまでは皇族たる
いわゆる臣籍
へきものとす

第七條

皇族女子の嫡出の子孫
ふべく詳細のことは

減ずる人おおよそ人おのおの
定まる数多しといえども大概の一例左に
二百石
仕一人
三百石より五百石まで
仕二人
五百石より九百石まで
仕三人
千石より二千石まで
仕四人
三千石より五千石まで
仕五人
格別二千石以上の人数非常に多き
場合はこの限りにあらず
六百石より六百石まで
仕六人
格別二千石以上の人数非常に多き
場合はこの限りにあらず
七百石より九百石まで
仕七人
右貢米ならびに文の高ともおおよそ
位の人数をもって減ずべし格別高ひ減ずべき
場合の限りにあらず
八百石より八百石まで
仕八人
右貢米ならびに文の高ともおおよそ
位の人数をもって減ずべし格別高ひ減ずべき
場合の限りにあらず
九百石より九百石まで
仕九人
右貢米ならびに文の高ともおおよそ
位の人数をもって減ずべし格別高ひ減ずべき
場合の限りにあらず

は七年より以後は今年より又後年の分
今以後百ヶ年の内に於て
の振合のは二付七年迄の
時は吸物一椀者一椀ずつ
の今会いより後よりは毎の会
吸物一椀者二椀ずつ
との一椀者二椀ずつ貴賓
お客吸物一椀者二椀ずつ
七菜の内一椀者二椀
解散後よりの一椀
振合四椀のおもたるべし
ことわりのあり一切よりまでの
御客様一椀ずつ
等村割りにて
ずつにて
来客饗応
来の
村会並役場
乃至者共の
の代金
月の

一 高信綾之事 右之通被仰出候事

法則も別よろしく候以上

文久癸亥仲春念九雨日一校了　法高主人誌